

「年収１０３万円の壁」の引き上げに関して、地方財政への配慮を求める意見書

現在、いわゆる「年収１０３万円の壁」について、見直しの議論が行われているところであり、「働き控え」の解消、「女性の社会進出」の促進といった働き方改革と、物価や賃金の上昇に合わせた税制の見直しに向けた、様々な政策の議論を行うことについては、十分に理解するところである。

しかしながら、仮に基礎控除額を国・地方において７５万円ずつ引き上げた場合、国税と地方税合わせて年間７兆円から８兆円程度の影響があるとされており、地方自治体の基幹税である個人住民税において年間４兆円の減収が見込まれるほか、所得税の減収に伴う地方交付税の減として、約１兆円が見込まれるなど、地方財政への甚大な影響が懸念されている。

特に、個人住民税は市町村税収入の総額約２３兆円の４割強を占めるとともに、人口減少・少子高齢化の進行が著しく、財政基盤が脆弱な地方自治体においては、社会福祉、子ども子育て、学校教育、公共施設運営、ごみ処理など、住民に身近な行政サービスの提供を安定的に支える極めて重要な財源となっており、急激な減収となると、これらの提供に重大な支障をきたすことになるものと考えられる。

よって、この所得税の減収に伴う地方交付税の減収分については、臨時財政対策債への振替によることなく、国の責任において全額補てんし、交付税として交付すべきである。

また、個人住民税の減収分については、これまでの特例交付金と同様に国で補てんすべきであり、さらには、非課税世帯の増加に伴う各種補助金や医療費助成の対象者が増えることによる歳出の増加分については、基準財政需要額に反映されるべきである。

こうしたことから、「年収１０３万円の壁」の見直しに当たっては、地方の声を十分に踏まえるとともに、住民に必要な行政サービスを提供する基盤である地方税財源に影響を及ぼすことのないよう丁寧な議論を行うよう強く求める。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和６年１２月２３日

蕨 崎 市 議 会